



2024年の中国貿易 ～輸出入ともプラス成長～

中国税関総署は1月13日、2024年の中国貿易額(ドルベース)を発表した。

貿易総額

2024年の貿易総額は前年比(以下同)3.8%増の6兆1,623億ドルで、貿易収支は9,922億ドルの黒字となった。

<貿易総額上位5か国>

単位：百万ドル、%

	国(地域)	輸出入額	伸率	構成比
1	アメリカ	688,280.3	3.7	11.2
2	韓国	328,082.6	5.6	5.3
3	香港	309,702.4	7.6	5.0
4	日本	308,273.7	▲3.0	5.0
5	台湾	292,971.2	9.4	4.8
	全世界合計	6,162,288.7	3.8	100.0

昨年に続きアメリカが最大の相手国で、日本は上位5カ国中、唯一マイナス成長となり、順位も昨年の2位から4位に後退した。地域別ではASEANが前年比7.8%増の9,823億ドルと全体の15.9%のシェアを占め、EUは0.4%増の7,858億ドルと全体の12.8%を占めた。

輸出額

輸出額は前年比5.9%増の3兆5,772億ドルで、上位5か国のランキングは昨年同様、1位がアメリカで、日本はマイナス成長で、前年の3位から4位へ後退、ベトナムが前年比17.7%増と好調だった。地域別では、ASEANは12.0%増の5,865億ドル、EUは3.0%増の5,165億ドルだった。

<輸出総額上位5か国>

単位：百万ドル、%

	国(地域)	輸出額	伸率	構成比
1	アメリカ	524,656.2	4.9	14.7
2	香港	291,139.9	6.2	8.1
3	ベトナム	161,889.5	17.7	4.5
4	日本	152,019.4	▲3.5	4.2
5	韓国	146,365.6	▲1.8	4.1
	全世界合計	3,577,222.0	5.9	100.0

品目別にみると、船舶が57.3%増の433.8億ドル、集積回路が17.4%増の1,594.9億ドル、自動車(シャーシを含む)が15.5%増の1,173.5億ドルと大幅に増加し、レアアース、陶磁製品などが大幅に減少した。

輸入額

輸入額は1.1%増の2兆5,850億ドルだった。

<輸入総額上位5か国>

単位：百万ドル、%

	国(地域)	輸入額	伸率	構成比
1	台湾	217,782.6	9.3	8.4
2	韓国	181,717.0	12.4	7.0
3	アメリカ	163,624.1	▲0.1	6.3
4	日本	156,254.3	▲2.6	6.0
5	オーストラリア	140,572.5	▲10.0	5.4
	全世界合計	2,585,066.7	1.1	100.0

地域別では、ASEANは2.0%増の3,958億ドル、EUは4.4%減の2,694億ドルだった。

品目別では、自動データ処理機械・部品が57.9%増の796.4億ドルと突出して増加し、レアアース、食用油などが減少した。

目次

2024年の中国貿易 ～輸出入ともプラス成長～	1
2024年の日中貿易	2
東海地方の対中貿易	3
中国実務セミナー 中国子会社の再編・撤退実務の勘所	4
交流記録	4
2024年中国の繊維製品・衣料品の輸出額	5
大阪・関西万博 中国パビリオン イベントスケジュール発表	5
【寄稿】中国における債権回収実務	6

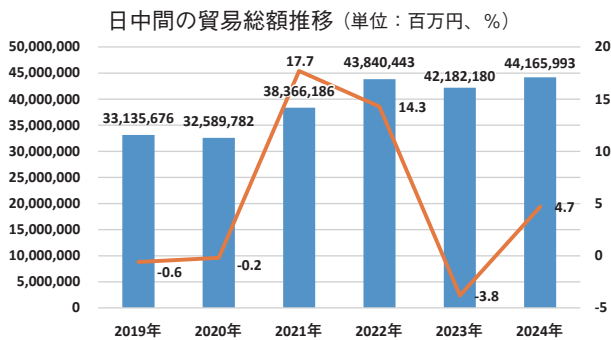
滄州デスクNEWS	14
常州デスクNEWS	14
常熟デスクNEWS	15
錫山デスクNEWS	15
揚州デスクNEWS	16
江門デスクNEWS	16
3月以降の行事案内	17
中部国際空港発着 中国線フライトスケジュール	17
中国経済データ	18
中国短信	22

2024年の日中貿易

財務省が1月23日に令和6年(2024年)分貿易統計(速報)を発表した。

日中貿易

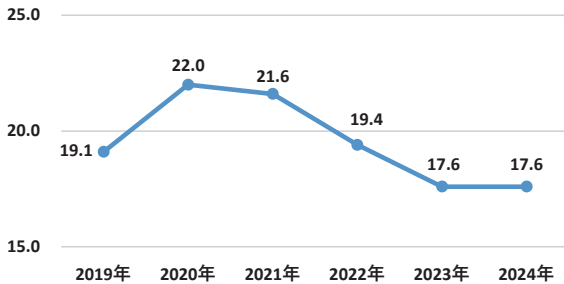
日中貿易総額は、4.7%増の44兆1,660億円となった。うち、輸出は6.2%増の18兆8,651億円で2年ぶりの増加、輸入は3.6%増の25兆3,009億円で2年ぶりの増加となり、貿易収支は6兆4,357億円の赤字と、3年ぶりの赤字幅縮小となった。



中国への輸出

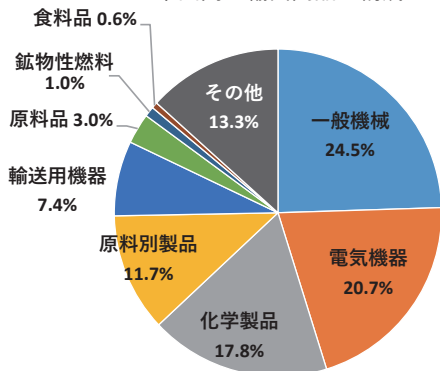
中国への輸出は、アメリカ(5.1%増 21兆2,951億円)に次いで第2位で、日本全体の輸出額に占める割合は昨年同様17.6%に留まった。

中国向けの輸出が日本の輸出全体に占める割合(%)



中国への輸出を商品構成で見ると、大分類(概要品名)では下記グラフの通りとなった。

中国向け輸出商品の構成



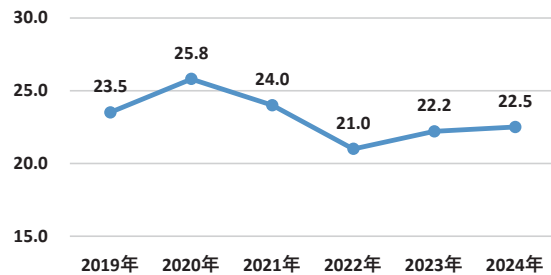
前年からの金額の増減を商品別で見ると、テレビ受像機が64.5%、半導体等製造装置42.2%、自動車のバス・トラック39.1%、非鉄金属18.7%、電算機類の部分品17.8%、医薬品16.5%、科学光学機器15.4%と大きく増加した。

一方、食料品が38.4%、二輪自動車33.4%、航空機類25.3%、荷役機械23%、繊維機械15.3%、鉱物性燃料11%と減少した。

中国からの輸入

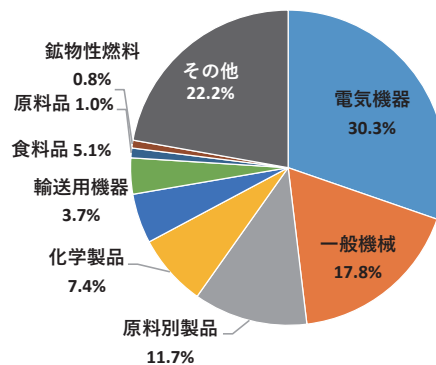
日本の最大の輸入相手国は昨年同様中国で、日本全体の輸入額に占める割合は22.5%と前年から0.3ポイント増加した。

中国からの輸入が日本の輸入全体に占める割合(%)



中国からの輸入を商品構成で見ると、大分類(概要品名)では下記グラフの通りとなった。

中国からの輸入商品の構成



前年からの金額の増減を商品別で見ると、非鉄金属鉱が53.8%、自動車48%、医薬品21.4%、電算機類(含周辺機器)12.9%、肉類12.1%、野菜11.1%と大きく増加した。

一方、鉄鉱石が79.3%、液化天然ガス42.5%、揮発油31.8%、石炭33.6%、穀物類17.3%、半導体等電子部品13%と大きく減少した。

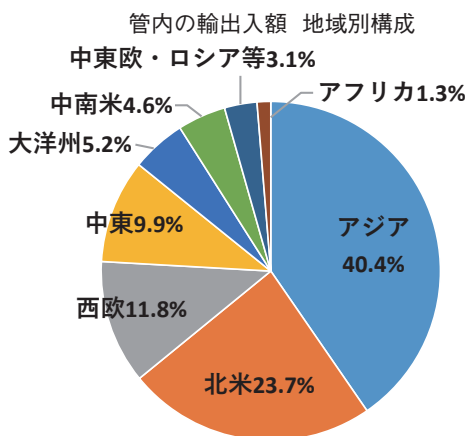
東海地方の対中貿易

東海地方における対中国貿易については、名古屋税関が1月23日、令和6年(2023年)分管内(愛知、岐阜、三重、静岡、長野の港湾・空港)貿易概況(速報)を発表した。

管内の対世界 輸出入額及び地域別構成

管内の輸出入総額は、前年比(以下同)3.4%増の39兆1,575億円で、うち輸出が5.0%増の25兆1,483億円、輸入は0.7%増の14兆92億円となり、貿易収支は11兆1,391億円の黒字となった。

地域別に見ると、アジアが15兆8,288億円、北米が9兆2,942億円、西欧が4兆6,030億円、中東が3兆8,729億円、大洋州が2兆356億円、中南米が1兆7,922億円、中東欧・ロシア等が1兆2,273億円、アフリカが5,034億円の順となった。



管内の対中国 輸出入総額

管内の中国との輸出入総額は、0.1%減の5兆8,669億円で、管内の輸出入総額に占める割合は、15%(前年から0.5ポイント減)、日中間の貿易総額に占める割合は13.3%(前年から0.6ポイント減)だった。貿易収支は3,141億円と2年連続の赤字となった。

管内の対中国 輸出額及び商品構成

対中輸出額は、3.3%減の2兆7,764億円で、3年連続の減少となり、管内の輸出全体に占める割合は、11%と前年から1ポイント減少した。

輸出構成を概況品別に見ると、これまで通り、機械類及び輸送用機器が全体の62.2%(前年から3.2ポイント減)を占め、続いて化学製品が14.6%(0.8ポイント増)、原料別製品11%(1.5ポイント増)、雑製品5.7%(0.5ポイント増)、特殊取扱品3.5%(0.2ポイント増)などとなった。

<管内対中輸出の主な増減品目>

	概況品名	金額(億円)	伸率(%)
増加	半導体等製造装置	1,091	26.6
減少	自動車	1,037	▲40.1
	自動車の部分品	3,945	▲24.0

<管内輸出額上位5か国>

	国(地域)	輸出額	伸率	構成比
1	アメリカ	7,078,093	8.4	28.1
2	中国	2,776,378	▲3.3	11.0
3	タイ	1,108,959	▲1.0	4.4
4	オーストラリア	1,032,934	25.9	4.1
5	カナダ	690,101	6.5	2.7

単位：百万円、% 出典：名古屋税関

管内の対中国 輸入額及び商品構成

中国からの輸入額は2.9%増の3兆905億円で4年連続の増加となった。管内においても引き続き中国が最大の輸入相手国となり、管内の輸入全体に占める割合は22%となった。

輸入構成を概況品別に見ると、機械類及び輸送用機器が49.3%(2.8ポイント増)、次いで雑製品が19.2%(3.2ポイント減)、原料別製品が15.9%(0.4ポイント増)、化学製品が9.5%(0.4ポイント減)、食料品及び動物が3.8%(0.4ポイント増)と続く。

<管内の中国から輸入の主な増減品目>

	概況品名	金額(億円)	伸率(%)
増加	自動車	882	68.3
	自動車の部分品	1,285	14.9
	音響・映像機器	1,563	8.9
減少	がん具及び遊戯用具	438	▲64.0

<管内輸入額上位5か国>

	国(地域)	輸入額	伸率	構成比
1	中国	3,090,518	2.9	22.1
2	アメリカ	1,364,623	10.6	9.7
3	サウジアラビア	1,200,342	1.4	8.6
4	タイ	779,047	4.0	5.6
5	ベトナム	744,279	10.0	5.3

単位：百万円、% 出典：名古屋税関

中国子会社の再編・撤退実務の勘所

2月21日(金)、(株)アウトバウンド・マネジメント代表取締役・税理士の日上正之氏、北京大成(上海)律師事務所パートナー・弁護士の張殿士氏を招き、標記セミナーを開催した。講義は2部構成で、前半は日上氏が登壇し、総論として再編・撤退における各種スキームの概要とメリット・デメリットが説明された。次に各論として、撤退時の土地使用権の売却、税務問題、環境問題について解説があった。

後半は張弁護士が、実際に経験した事例を基に、人員整理の際に必要な心構え、補償案策定のポイントについて解説があった。



当日は46名が参加した。

交流記録

<中国銀行>

2月13日(木)、劉宏博・中国銀行東京支店コーポレートバンキング部部長一行4名が来訪され、大野専務理事と瀨瀬業務グループ担当が対応した。



大野専務理事からセンターの紹介と当地から中国への投資状況などを説明し、日本・中部地区中国進出企業一覧を提供した。

中国銀行には過去にセンターが主催するセミナーに講師を派遣して頂いたことがあるが、今後は、中国での視察交流などでも協力の幅が広がる見込みとなった。

劉宏博 中国銀行東京支店
コーポレートバンキング部部長

劉 釗 同 コーポレートバンキング部副部長
前田佳菜絵 同 コーポレートバンキング部
王 哲 中国銀行名古屋支店支店長

<北京真友堂国際技術發展有限公司>

2月14日(金)、白文花・北京真友堂国際技術發展有限公司董事長兼総経理(写真)が来訪され、大野専務理事と中村業務グループ課長が対応した。

同社と当センターは22年4月より提携関係にあり、同社は中国における当センターの連絡事務所(中国連絡処)として業務を担っている。白董事長と同社の閻攀氏は当センターの派遣している代表団の通訳や連絡業務に従事してもらっている。

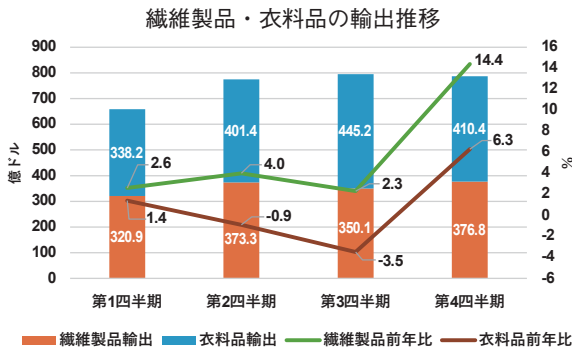


来訪当日は、中国の最新事情を紹介してもらいながら、25年度の事業について打ち合わせを行った。

2024年中国の繊維製品・衣料品の輸出額

中国税関総署及び中国紡織品進出口商会の発表によると、2024年の中国の繊維製品・衣料品輸出額は前年比2.8%増の3,011億ドルに達した。

そのうち、繊維製品の輸出は5.7%増の1,419.6億ドル、衣料品輸出は0.3%増の1,591.4億ドルとなった。



第1四半期から第4四半期まで、繊維製品の輸出はプラス成長を維持しており、第4四半期の輸出成長率は第3四半期より12ポイント拡大した。一方衣料品の輸出伸び率は、第3四半期に一旦がプラスから

マイナスに転じたものの、第4四半期には回復した。

国(地域)別の輸出では、アメリカ、ASEAN、EUなどの主要市場への輸出は順調で前年比4.6%～7.7%増、カンボジア、タイ、オランダ、スペインなどへは8%以上の増加となった。一方、日本、韓国、オーストラリア、ロシアなどの市場へは減少傾向にあるものの、前年比での減少幅は縮小している。

また、「一帯一路」参加国への輸出額は輸出総額の約55%を占めており、中でもバングラデシュ、カザフスタン、ポーランド、南アフリカなどへの輸出が好調だった。

中国紡織品進出口商会によると、2025年、中国の繊維・衣料品企業は、産業システムの効率性と統合された競争の優位性を十分に発揮し、輸出市場におけるシェアの安定に全力を尽くし、国内外の市場を積極的に開拓し、ますます複雑化する国際競争で主導権を握る必要があるとしている。

大阪・関西万博 中国パビリオン イベントスケジュール発表

4月13日(日)から開催の大阪・関西万博の中国パビリオンでのイベントスケジュールが、中国国際貿易促進委員会より発表された。

今回の中国パビリオンでは、2005年の愛知万博・中国パビリオンで行った13省・都市より多い32の省・都市(ナショナルデーを含む)のイベントが予定されている。ちなみに各イベントの詳細は未発表。

	期 間	活動内容
1	4月28日～30日	四川ウィーク
2	5月8日～10日	北京ウィーク
3	5月12日～14日	深圳ウィーク
4	5月15日～17日	天津ウィーク
5	5月20日～22日	江蘇ウィーク
6	5月23日～25日	海南ウィーク
7	5月26日～28日	河北ウィーク
8	5月30日～6月1日	福建ウィーク
9	6月3日	安徽デー
10	6月6日～8日	貴州ウィーク
11	6月9日	吉林デー

12	6月11日～13日	広西ウィーク
13	6月16日	甘肅デー
14	6月18日～20日	湖北ウィーク
15	6月23日～25日	山西ウィーク
16	6月27日～29日	広東ウィーク
17	7月2日	江西デー
18	7月11日	中国ナショナルデー
19	7月12日～14日	浙江ウィーク
20	7月15日～17日	新疆ウィーク
21	7月22日	寧夏デー
22	7月25日	重慶デー
23	7月29日～31日	山東ウィーク
24	8月6日～8日	湖南ウィーク
25	8月12日	青海デー
26	8月21日～23日	河南ウィーク
27	8月19日	黒竜江デー
28	8月24日～26日	遼寧ウィーク
29	8月27日～29日	陝西ウィーク
30	9月8日～10日	内モンゴウィーク
31	9月23日	雲南デー
32	10月11日	上海デー

注) 実際の状況により日程が調整される場合もある。

中国における債権回収実務

上海開澤律師事務所
パートナー弁護士 王穩

目次

- 一、中国における債権回収の概要
- 二、中日司法制度における共通点と相違点
- 三、債権回収問題の事前予防
- 四、契約履行中の債権管理
- 五、債権回収問題発生後の救済
- 六、実例紹介
- 七、Q&A
- 八、おわりに

一、中国における債権回収の概要

中国では、債権回収問題が経済の健全な運営に影響を与える重要な要因の一つとなっている。

債権回収問題は、借入れ契約、リース契約、売買契約などのケースでよく発生し、売買契約の例を取ってみると、最高人民法院が発表したデータによれば、2023年に全国の裁判所が受理した案件は4,557.4万件で、そのうち、売買契約紛争案件は170.94万件があった。

それに対し、2024年に全国の裁判所が受理した各案件は4,600万余件で、年間の売買契約紛争案件の具体的な数が公表されていないものの、2024年上期だけを見ると、売買契約紛争案件の数が前年同期と比べ10%以上増えていると言われている。

また、2025年1月25日時点、全国で公表されている信用を失った執行義務者が8,483,851人で、新規に受理された執行案件が950,700件であることから、中国で債権回収問題の深刻さが伺える。

債権の回収問題にはさまざまな原因があるが、主に取引における地位の不平等による契約条項の不合理さ、事前に取引相手を十分に評価しなかったこと、債権管理、事後解決が不十分であること、債務者の信用意識が希薄なこと、また司法手続きが複雑であること等が挙げられる。

これらの問題は、債権者が債権を回収する際に多くの障害を被るゆえに、ビジネス環境を健全化し、市場主体の合法的な権益を保障するためにも、法律、制度及び社会信用体系の構築など総合的に解決していく必要がある。

本稿は、中国でのビジネス実務の現場における債権回収につき、「事前予防」、「債権管理」、「事後救済」の3つの角度から、実例を交え提言を試みる。

二、中国と日本の司法制度における共通点と相違点

中国と日本の司法制度を比較すると、共通点と相違点がそれぞれある。

共通点

①法律手続の重視

両国とも債権回収の合法性を保障するための厳格な法律手続を重視する。例えば、中国では二審終審制、日本では三審終審制を実施している等、両国とも債権者に十分な司法救済を提供している。

②和解と調停の強調

司法実践においては、両国とも債権債務紛争を和解や調停を通じ解決することを強調する。例えば、日本で確定判決と同等の効力を有する和解記録は中国の調停書に類似するものである。

③時効制度の存在

両国ともに、時効制度を設けており、また時効を中断することができるようにしている。すなわち、債権者は、定められた時効内に権利を主張する必要があり、それを過ぎた場合には、勝訴権を失うことになる。

相違点

No	項目	中国	日本	日系企業の注意点
1	司法審判制度	二審終審制を実施しており、二審制レベルの裁判所の審理を経た後、判決は確定判決となる。	三審終審制を実施しており、控訴と上告の手続を含め審理期間は比較的長い。	日系企業では、比較的短い時間内に証拠の提出と弁論を完了する必要がある。また日本の三審終審制と比べ第一審、第二審の段階で証拠収集と法的論証に重点を置く必要がある。
2	時効制度	時効期間は原則3年。	債権法の改正後、時効期間は原則5年。	訴訟時効が経過してしまうと勝訴権を失うため、速やかに訴訟を提起するか、訴訟時効を中断する必要がある。
3	時効の中断	債権者が債務者に対しての請求履行のみ、時効を中断することができる。	債権者が債務者に対して履行を請求した後、法的な手続を迅速に行わないと、一時的な完成猶予しか認められていない。	中国での訴訟時効の中断認定は日本ほど複雑ではないものの、訴訟時効を中断するためには正しい方法かつ合理的な手段を用いる必要がある。
4	文化とビジネス習慣	ビジネス取引において、契約の締結と履行を重視し、契約の法的効力と形式に対する要求が高く設定されている。	ビジネス取引において、人間関係と信頼を重視し、契約を締結しなくても履行することがある。	普段のビジネス取引の中、書面により実務を行うことに心掛けることにより、証拠がないことで権利を主張できないことを極力避ける。

三、債権回収問題の事前予防

解決よりも予防。これは債権回収問題においても言えることである。事前予防は、リスクを効果的に低減でき、コストを抑え不可逆な損失を回避することができる。また日系企業は、訴訟を起こさず問題を解決しようとする傾向があることから、事前予防はより重要な意味を持つものとなる。

特にコストの面では、紛争が発生し、法的手続き（訴訟、仲裁など）に進むと、弁護士費用や訴訟費用などの直接費用が発生する。

また前述したように、信用を失った執行義務者および執行事件の数が多いことから、事後救済（即ち訴訟や仲裁）そのものは不確実性があるため、仮に最終的に勝訴したとしても、相手方の履行能力の有無等の懸念が残る。極端なケースでは、回収不可なりリスクも無きにしもあらずである。

以下は、事前予防の方法について検討する。

1. 「営業許可証」の確認から



① 設立時間

設立時間が長ければ長いほど、通常はその企業が市場に一定の経営歴と信用の蓄積があり、比較的信用でき、またある程度のリスクを耐える能力を有すると見ることができる。

それに対し、新しく設立された会社は、経営戦略や市場の位置づけ等においてまだ不十分のため、安定性が欠け、取引リスクは比較的に高いと思われる。

② 登録資本金

登録資本金よりも、実際の出資額を注目する必要がある。なぜならば、多くの会社が登録資本金に対し、実際の出資が著しく不足する傾向があるからである。

③ 登録住所

複数の会社が同じ住所を使用する場合、特にその住所が仮想空間である場合には、ペーパーカンパニーである可能性が非常に高いと考えられる。このような会社との取引を極力避けるべきであろう。

どうしても取引する必要がある場合は、実績のある会社に担保させたり、「代金後払い」の方式を取ったりすること等、リスクを回避する措置を十分取らなければならない。

④ 経営範囲

商談中の取引が取引先の経営範囲内であるか否かを確認する。経営範囲外になっているなら、取引を中止することが賢明であろう。なぜならば、経営範囲の逸脱行為は、「会社法」12条を違反する行為に

該当し、このような取引先は信用上に問題があるからである。

2. インターネットサイトの企業情報の確認（「国家企業信用信息系統」、「天眼查」、「企查查」、「中国執行信息公开網」等）

①株主の身元



株主は、認定出資額の範囲内で会社に有限責任を負っている。また会社が債務を弁済できない場合、株主が追加出資を行わず、株主を新たに入れることにより、その未出資の範囲内で会社の債務に対して補充的な弁済責任を負わせることが可能になっている。その際には、自然人株主よりも、株主が会社の場合は債務弁済能力が高いと考えられる。

②司法記録

多くの訴訟を抱え且つ履行が遅れたり、信用を失ったり、執行義務者リストに載せられたりしているような会社は、履行能力が著しく不足していることが見て取れ、取引は慎重に行うべきであろう。

どうしても取引する必要がある場合は、「代金後払い」の方式を取るなり、リスクを十分回避する必要がある。

3. 契約の締結における確認事項

前述したように、中国では口頭契約や取引慣行よりも書面契約を重んじるため、書面契約は、取引当事者の権利と義務を主張するための重要な法的根拠となる。

そのため、契約締結の段階で、その内容を丹念に確認することにより、発生しうるリスクを最大限に回避できる。

中国民法典第470条には、契約書に盛り込むべき一般項目を下記のように定められている。

✓当事者名称と住所

✓対象物

✓数量

✓品質

✓契約金額または報酬

✓履行期限、場所および方法

✓違約責任

✓紛争解決方法

契約の締結においては、曖昧な表現を避け、できるだけ詳細かつ具体的な内容を行うことが大原則である。

①当事者情報

まずは契約当事者の名称、住所などの情報が正確であることを確認する必要がある。企業の場合には、登記システムに登録されている正式名称、個人の場合には、身分証明書に記載されている名前を使用する。

また、当事者の連絡先（電話、電子メールアドレスなど）も記載することにより、契約履行途中で、相手方とのタイムリーなコミュニケーションが可能となる。

さらに、契約履行中に発生する紛争を避けるために、契約先の署名は必ず代表者の署名をすること。そして、取引の対象物の種類、数量、品質、規格なども明確にし、関連基準がある場合は、それを合わせて網羅する必要がある。

また長期的な協力関係がある場合でも、口頭での発注は極力避けるべく、書面で注文を完成させる必要がある。それは後日相手方が「購入していない」、「ただ聞いてみただけ」、「後で清算する」と主張し、裁判官の心証に影響を与える可能性があるからである。

②履行期限と方法

貨物販売契約の場合、納品の時間、場所、方法、また代金の支払いの時間、方法などを明確にすることが必要である。特に、相手方の受領が必要な場合、受領者の名前、職位、連絡先を契約に記載すべきである。なぜならば、相手方は「受領者は当社とは関係がない」、「受領者は受領する権限がない」と主張すると、裁判官の心証に影響を与える可能性があるためである。

③契約の解除

契約解除の条件を明確にすることにより、解除条

件を満たした場合、違約せず契約を解除することができる。

④違約責任

契約書の中に違約責任を具体的に定め、また違約金や違約損害賠償金の計算方法を明確にする必要がある。実務上、裁判所は状況に応じ違約金を調整することがあるが、実際の損害の30%以内に調整されるのが普通である。また分割払いの場合は、いずれ

かの時期に違約すると、期間利益を失うことに繋がる。

⑤紛争解決方法

紛争解決の方法に関しては、訴訟または仲裁のいずれかを契約に記載する必要がある。訴訟を記載した場合は、可能な限り自社所在地の裁判所を選択するように心がける必要がある。仲裁を記載した場合は、仲裁機関を明確に指定する必要がある。

なお、中国の仲裁と裁判の違い、メリットとデメリットは以下の通りとなる。

項目	仲 裁	裁 判 所
管轄	仲裁条項が必要。すなわち、当事者のみ約定できる	紛争に関係する地方法廷を約定できる。約定がない場合は、法律規定に則る
公開	非公開	原則公開
審級	一審終局、法的要因以外では取り消し不可	二審終局
時間	比較的速い、通常3-6ヶ月	比較的遅い、一審と二審合わせて約1年
費用	比較的高い。100万の契約金額の場合、3万6,500円。海外にかかわるもの場合、5万円	比較的低い。100万の契約金額の場合、1万3,800円
弁護士費用の請求可否	契約に約定がない場合でも、通常請求可能	契約に約定がない場合、通常請求できない
支持可否	支持するが、裁判所を通じて行う必要がある	支持
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 審理期間が短く、紛争を迅速に解決することができる。 非公開で行われるため、当事者の商業秘密や個人のプライバシーを保護することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 厳格で成熟した規範性と法的拘束力を持ち、また裁判官の能力と経験が比較的に高く、事件の審理過程を透明化し、結果の公正性をより確実に保証することができる。 控訴の仕組みがあるため、当事者に多くの救済を提供し、合法的な権益を保障できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 救済の手段が限られており、仲裁裁決の取り消しは主に手続上の事項を理由として行われる。 仲裁費用が高く、額の大きい紛争の場合、仲裁費用が膨らむ可能性がある。 外国関連の仲裁では、一部の国や地域の手続上の瑕疵や公序良俗に反するなどの理由で、仲裁裁決の承諾や執行を拒否する場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟手続は比較的複雑で、全体のプロセスには長い時間がかかる可能性がある。 商業秘密や個人のプライバシーに関わる事件において、非公開審理を申請できるものの、訴訟手続は公開を原則としているため、仲裁ほど秘密性が低い。 管轄の制限を受けるため、当事者は管轄権のある裁判所で訴訟を提起する必要があるため、交通費などの費用が発生する可能性がある。

また日本管轄と中国管轄のメリットとデメリットは以下の通りとなる。

項目	日本管轄	中国管轄
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 司法制度が成熟しており、法体系が整備されている。 日本法や日本のビジネス慣行にかかわる紛争、または日本との関連が深い取引にかかわる紛争では、日本での管轄を選択することで事件の審理がより有利になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の裁判所では二審終審制を採用しているため、訴訟の不確実性とコストを低減することができる。 また、外国関連の事件については、中国の裁判所はより慎重に対処する傾向がある。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 日本の裁判所では三審終審制を採っており、訴訟の難易度と不確実性が増し、訴訟期間も長くなる傾向がある。 中国と日本との間には、司法判断の相互承諾と執行に関する条約が結ばれていないため、日本の裁判所の判決は中国で認められることも執行されることもない。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争が日本法や日本の習慣に関連する場合、中国の裁判所がこれらを完全に把握するのが難しく、これにより法の適用の複雑さと不確実性が増す可能性がある

四、契約履行中の債権管理

中国の複雑なビジネス環境において、厳格な契約履行管理が法的リスクを効果的に低減させることができる。

以下は、日系企業の運営において契約履行管理がどのような役割を果たし、またどのように管理すべきかについて考察し、関連リスクを回避する手法を紹介する。

1. 証拠の保存

「裁判とは証拠の戦いである」という俗語が中国で広く言われているように、中国の民事訴訟法の基本原則は主張する者がその証拠を提出するとしているため、証拠の保存が訴訟の勝敗に大きく影響を与える。

そのため、契約締結後は、契約書の原本のみならず、契約履行に関連する証拠(例えば、ステートメント明細書、発送証明、受領確認書など)も保存する必要がある。特に債権回収において、これらの証拠の有無は最終の判決を左右すると言っても過言ではない。

また受領確認書に署名する場合は、必ず契約上に定められた人物と一致しなければならない。一致していない場合は、相手方に補足説明を求めなければならない。

契約履行中、契約内容を変更する必要がある場合は、必ず書面にて確認し、かつ双方のやり取りの証拠として、例えば電子メール、微信スクリーンショットなどを保存しておくことよ。なお、これらのものを証拠として使用する場合は、原則として元のキャリアを提示する必要がある。

2. 取引相手方の経営状況のモニター

取引相手方の経営状況をモニタリングすることにより、問題をタイムリーに発見することができ、ひいては様々な債権管理リスクを回避することに繋がる。

①定期的な評価

定期的に取り引相手方の経営状況をチェックし、訴訟記録の有無、株権譲渡の発生、経営陣の変動などに注目し、履行能力に影響を与える可能性のある変化をタイムリーに把握すべきである。

②違約後の通知

取引相手方の違約が発覚した場合、直ちに違約通知を発行するか、弁護士に依頼し弁護士文を送付し、相手方に規定の時間内に違約行為を是正するよう要求しなければならない。ちなみに、このような場合、時効中断を選択することができる。

③対応措置

契約の規定と具体的な状況に応じ、適切な措置を講じる必要がある。例えば、相手方から追加の担保を要求されたり、契約の履行の一時停止を求められ

たりした場合には、必要に応じ相手方の会社現場に赴いて状況を確認すべきである。また相手方が不動産を抵当に提供したり、株を質入れしたりした場合、必ず関連登記を行わなければならない。

④自社管理面

会社が営業担当にインセンティブを支払う場合は、「契約締結状況」と「回収状況」の両方を支払いの根拠にする必要がある。すなわち、営業担当者が契約を締結しただけを支払いの根拠とするのではなく、回収状況も加味しインセンティブの額を計算する必要がある。なぜならば、営業担当が相手方の経営状況が悪化する可能性を知らながらも、業績を達成するために相手方と契約を締結することにより、会社が代金を回収できないリスクがあるからである。

五、債権回収問題が発生後の救済

さまざまな理由で事前の予防措置を取らなかったり、ないしは事前の予防措置が不十分で債権回収が困難となり、事後の救済措置を取らざるを得ない場合は、タイムリーかつ効果的な解決方法が必要になってくる。

ここでは、このようなことに直面した際の解決方法を紹介する。

1. 司法調停と司法確認

①司法調停と司法確認の定義

民事権利義務に関わる当事者間の紛争において、人民調停組織が調停を行い、民事契約の性質を有する協議が成立した後、双方当事者が共同で人民法院に調停協議の法律効力を申請し、裁判所は双方当事者の申請に基づき、調停協議の自主性、合法性を審査した上、強制執行力を付与する一種の非訴訟手続きである。そのメリットは下記となる。

a) 処理スピードが速い

すでに人民調停協議が成立している案件は、前述の開廷審理、判決などのプロセスを経ることなく、当事者が司法確認を申請してから案件が処理完了するまでの手続きがより簡素的である。また事実が明確で事件が比較的簡単なケースの処理時間は通常15～30日以内となっている。

b) 強制執行力の高さ

司法確認された調停協議には強制執行力があ

り、民事調停書と同等の法律効力を有するので、訴訟外で当事者が自主的に協議したものは強制執行力の問題を補完することができる。

②司法確認段階

調停協議が効力を発してから30日以内に、双方の当事者が共同で管轄権のある人民法院に司法確認の申請を提出する必要がある。申請しない場合、調停協議の効力が失うことになる。

また裁判所の主な審査ポイントとして、調停協議の自主性、合法性、当事者の意向に基づくものであるか否か、法律の強行規定に違反していないか、及び国家利益や社会公共利益を損なっていないかなどとなっているが、法律の定め合致する調停協議については、裁判所が確認裁定を行い、強制執行力を付与する。一方、法律の定め合致しない調停協議については、申請の却下裁定が下される。

人民法院が有効裁定書または却下裁定書を発行し、双方当事者に送達すると、法律の効力を有することになる。双方当事者が確認裁定書または却下裁定書を受け取った後は、原則として再審査または再審を申し立てることができないこととなる。

2. 訴訟前の準備

①訴訟対象の確認

契約の相対性原則に基づく、原則として契約の相手方(取引の相手方)に対してのみ訴訟を提起することができるが、保証人がいる場合は、連帯責任を負うよう同時に訴訟を提起することができる。取引の相手方が個人出資会社の場合、同時に個人株主を訴訟提起することもできる。その際は、仮に個人株主が自己財産と会社財産を分別することができない場合、会社債務に対し連帯責任を負う必要がある。

②債権額の確認

債権額、利息、違約金などを含む。

③証拠の確認

売買契約の場合、準備する証拠は通常以下の通りとなる。

証拠の名称	証明目的
売買契約	双方が売買契約関係を成立することを証明するもの

発送伝票/受領伝票	貨物の発送・受領状況を証明するもの
催促状、対帳明細	相手方が未払い金額を証明するもの
支払い記録	相手方が既に支払った金額を証明するもの

④管轄裁判所/仲裁機関の確認

具体的な定めがある否かを確認する。ない場合は法律法規に従う。

⑤保全必要性の確認

保全を申し立てて財産の手がかり(銀行口座、不動産、動産、株式など)を提供する場合、裁判所は差押えと凍結の措置を取り、判決の履行を確保する。同時に、申請者は保証を提供する必要がある(現金保証、保証書保証、不動産保証)。実務上、保証書の担保を選択するのが普通である。すなわち、保険会社に少額の保険料を支払い、保険会社に保証書を発行してもらうことになる。

⑥訴状の作成

現在、一部の裁判所では要素式の訴状での訴訟を要求することが普通である、形式が要求されない通常の訴状と比べて、難易度は上がるデメリットがある。

3. 裁判所の手続(裁判所のプロセス)

- ①裁判所が訴状を受け取り、被告に送達し、訴訟費用の支払通知書を発行する
- ②開廷を待つ
- ③開廷審理
- ④判決前に双方が和解することができる
- ⑤和解が成立しない場合、裁判所が判決を下し、訴訟費用の分担方法も併せて明記する
- ⑥どちらか一方が不服な場合、法定期間内に控訴できる(少額訴訟程序を除く)
- ⑦二審が立件され、控訴状が相手方に送達され、控訴費用の支払通知書も発行する
- ⑧開廷を待つ
- ⑨開廷審理
- ⑩一審と同じ、判決前に双方が和解することができる
- ⑪和解が成立しない場合、裁判所は判決を下し、控訴費用の分担方法を明記する
- ⑫二審判決は確定判決であり、一方が履行しない場

合、他方は強制執行を申し立てることができる

六、実例紹介

以下の3つの実例を用いて、本稿で提案した一部の内容を論証する。

<実例1>

契約における権利義務の範囲を明確化し、証拠を適切に保存し、取引相手方を定期的に評価することの重要性についてのケース。

本件において、契約に貨物受領人を定めておらず、フォローを怠った結果、裁判所が会社に及ぶ受領人の受領行為の効力を確認できないケース

項目	内容
原告	YH会社
被告	HZ会社
事実経過	YH会社はHZ会社に貨物を販売したが、契約に受領人を定めておらず、その後HZ会社が大量の延滞が発生し、かつ従業員がほぼ全員退職し、弁済能力が著しく低下した。YH会社はHZ会社を提訴し、貨物代金の支払いを求めた。
判決概要	HZ会社は所在不明のため不出頭審理され、契約にHZ会社の受領人が定まっておらず、受領人が多数で且つ全員退職し、受領伝票にもHZ会社の印章が押されていないため、裁判所は受領人の受領行為の効力がHZ会社に及ぶか否かを確認することができなかったため、慎重な原則から、YH会社の訴訟請求を却下した。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に受領人を定め、その職位も明確にすること。 ・一定の延滞が発生した後は、直ちに状況を確認し、取引を停止することにより、損失の拡大を回避すべき。

<実例2>

管轄の定めと準拠法の適用により、申請人により有利な結果に導くケース。

本件において、準拠法を定めない国際取引で、最密切関連原則と法律の定めにより日本法が適用されると、訴訟時効(当時は2年)が経過して敗訴するリスクがあるのに対し、中国法が適用されると、訴訟時効が経過するリスクはないことから、弊所は中国法を適用するよう仲裁機関に申請し、かつ相手方も中国法の適用に同意したため、訴訟時効が経過することによる敗訴を回避できた。

項目	内容
仲裁申請人	日本のJ会社(売方)
仲裁被申請人	中国的S会社(買方)

事実経過	日本のJ会社が売方、中国のS会社が買方として契約を締結し、J会社がS会社に貨物の販売を約束したが、双方は準拠法を定めていない。その後、中国的S会社が延滞が発生し、日本のJ会社は契約の定めに基づき本件を提起し、仲裁を申し立てると同時に、仲裁委員会に中国法の適用を申請した。
判決概要	S会社も中国法の適用に同意したため、本案は中国法に従って審理され、最終的に中国的S会社の抗弁が成立されず、J会社が勝訴し、貨物代金をすべて回収することができた。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・準拠法を定めていない場合、どの国の法律を適用することが当事者にとって有利なのかを事前に判断する必要がある。本案では、中国法を適用することが明らかに日本の法律よりも有利であった。 ・中国法の適用をタイムリーに申請し、法律適用の選択に対する考え方を薄めることで、相手方を日本の法律への適用が有利であることを気づかせないことが肝心。

<実例3>

適切な非訴訟解決方法を用いることで、自社の利益をより効果的に保障したケース。

本件において、双方の取引頻度が高く、証拠も多く、金額も大きい場合、通常の訴訟方式をとると、時間と結果に多くの不確実性がある。本案では、双方が交渉し、司法調停と司法確認の方法を取り貨物代金を回収できた。

項目	内容
債権者	A会社
債務者	P会社
事実経過	<p>P会社は債務を認め、分割履行中であり、双方には調停和解の基礎があったが、双方が自主的に達成した協議に強制執行力がないため、P会社が履行しない場合、A会社は依然として強制執行を申し立てることができなかった。</p> <p>そのため弊所はA会社を代表してP会社と交渉し、双方は司法調停と司法確認で紛争を解決することに合意。ビジネス関係を維持しながらも、協議に強制執行力を付与し、現在でも正常履行中。</p>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方の実際の状況や意思に応じ柔軟に対応し、訴訟が必ずしもベストの選択肢とは限らないことを理解する必要がある。 ・自主的に達成した和解協議には強制執行力がなく、司法確認を経ないと、依然として伝統的な訴訟、開廷、判決のプロセスを経っていく必要があるため、余分な時間と労力を費やすことになってしまう。

七、Q&A

Q1：管轄裁判所を明確しておらず、複数の裁判所に管轄権がある場合、異なる裁判所を選択した場合の違いはあるのか？

A1：複数の裁判所に管轄権がある場合、以下の点

を考慮した上でより会社に有利な管轄裁判所を選択すべきである。

①利便性

当事者に近い裁判所を選択すると、資料の提出、出廷、裁判後のコミュニケーションなどがより便利で時間と交通費も節約できる。

②裁判所の馴染み

特定の裁判所の訴訟手続きや裁判官のスタイルに馴染みがある場合、その裁判所を選択することで、自分の権益をより効果的に守ることができる。

③案件処理効率

裁判所によっては、案件の積み残しが異なる場合があるため、案件処理効率の高い裁判所を選択すると、訴訟プロセスがより速く進むことが可能。

④地方保護主義

法律上では地方保護主義が禁止されているが、実務では、一部の裁判所が地元の当事者に対し一定の傾向性を持つ場合があるため、このような潜在的な要因が裁判の公正な審理に及ぼす影響も考慮し裁判所を選択する必要がある。

Q2：訴訟時効が経過してしまった場合はどうすればいいのか？

A2：裁判所は自ら訴訟時効を引用することはできない。即ち、訴訟時効が経過した事件の場合、被告が訴訟時効を抗弁しない限り、裁判所は訴訟時効を理由に原告に敗訴を宣告することができない。

また、第一審で被告の疏忽により訴訟時効を抗弁しなかった場合、原則第二審では提出できない。そのような場合には、被告と再度交渉し、被告が返済を約束するか、または新しい協議を成立させると、訴訟時効が再び開始される。

Q3：訴訟費用、保全費用、弁護士費用などの費用を相手方に請求できるか？

A3：訴訟費用、保全費用は原則として敗訴者が負担とする。また部分勝訴・部分敗訴の場合は、裁判所や仲裁機関が実情に応じて適宜認定している。

また買い取り契約の場合、契約に明確な定めがない場合、裁判所は原則として弁護士費用を認めないが、仲裁機関は事件の難易度や弁

護士の業務量に応じ全部または一部の弁護士費用を適宜認めることがある。

一方、契約に明確な定めがある場合、裁判所は事件の難易度や弁護士の業務量に応じ弁護士費用を適宜調整することがある。

Q4：債務者が会社の場合、会社の代表者または株主を連帯して訴えることはできるか？

A4：通常、会社と個人は相互に独立するものであるため、連帯して訴えることができないが、株主が夫婦である場合や1人の自然人株主の場合には、連帯して訴えることができる。このような場合には、株主は自分の財産が会社の財産と独立していることを証明する必要がある、逆に証明できない場合には、会社の債務に対して連帯責任を負う。

また代表者が頻繁に会社の口座を使用したりして収支が区別できない場合、法人格の混同が成立し、会社の債務に対して連帯責任を負う可能性がある。

八、おわりに

中国の法律制度は日本とはかなり異なるため、日系企業が中国でのビジネス展開をする際に、債権回収問題は避けて通れない問題になっている。

一方、リスクを効果的に低減し、コストを抑える観点から、事後救済よりも事前予防と債権管理の徹底がはるかに効果的であろう。

また最悪事後救済になったとしても、適切な救済措置が取ることができれば、損失を最小限に留めることができよう。

<執筆者プロフィール>

上海開澤律師事務所

パートナー弁護士 王 穩

東京大学法学部卒業、一橋大学大学院修士課程修了。1996年 中国弁護士資格取得、2000年より弁護士執務。専門分野は外商投資(再編、M&A、清算・撤退等)、行政許認可、債権回収、知財・商標関連、人事労務、契約法、日常経営管理全般に携わる。2004年に上海にて中国人弁護士3名にて開澤律師事務所(現在30人規模)を立ち上げ、主に日系企業に特化したリーガルサポートを提供。





黄驊港 中欧班列 週1便に増加

1月10日、今年初の中欧班列の列車が黄驊港を出発した。初回は滄州市、天津市などから集まった電子レンジ、自動プリンター等貨物の詰まったコンテナ30TEUを積載し、カザフスタン・アルマトイまでの全行程4,270キロを、約10日で結んだ。昨年5月13日に黄驊港からの中欧班列が運行して以来、毎月1便の運行だったが、今年から毎週1便に増加する。

現在、黄驊港からは、モスクワとアルマトイへの2路線が運行されており、貨物は、アルミ型材、自動車部品、家具、楽器(ギター)、加工デンプン、電子レンジなどがある。

中欧班列の定期運行により黄驊港から欧州・中央アジアへの貨物輸送時間とコストが削減されるだけでなく、黄驊港が国際港としての地位を確立し、更に発展することを後押ししている。

次のステップでは、「ワンストップ」サービスセンターの役割を十分に発揮し、中欧班列の情報を正確

に発信し、企業の輸送コストを最小限に抑えるために各種サービスを提供する。

第2回ランタンフェスティバルを開催

滄州市を流れる「大運河」河畔で開催するランタンフェスティバルが今年も開催された。



今年のランタンフェスティバルでは、5つのテーマエリアに分けられ、多くの作品が展示された。

フェスティバル期間中、ランタンの他にも、バンド演奏やダンスパフォーマンスなどを楽しむことができた。

近年、滄州市では文化、観光の開発を積極的に行っており、昨年のメーデー連休中、滄州市は「中国で最も人気のある20の小都市」の6位にランキングされ、また「南大港渡り鳥生息地」が世界遺産リストに登録されたことにより、滄州市を訪れる観光客が増えている。



新PJに調印 幸先良いスタート

1月23日、常州高新区は蘇州珀羅汀生物技術有限公司と契約式を行った。同社は蘇州に本社を構える企業で、無細胞タンパク質合成技術を専門とし、この先駆的なプラットフォームを通じて、新しいバイオ医薬品、パーソナライズド医薬品、高度な診断ツールの開発を行っている。



今回のプロジェクトの総投資額は2,000万元で、パーソナライズド技術サービス及び膜タンパク質キット製品の研究開発、製造、販売に従事する。同社は2027年末までに世界の膜タンパク質市場でトップ5入りし、国内市場の主導的地位に達し、量産開始後の売上高は1億元を超える見込み。

調印式に参加した石旭湧高新区管理委員会主任は、常州高新区は、その産業基盤の優位性を活用し、

その計画と配置を加速するためにあらゆる努力を続けており、同社と開発の機会を共有し、より高いレベルの相互利益と双方に利益のある結果を達成したいと語った。

常州市のGDP 成長率は蘇南地区でトップ

常州市の2024年のGDPが前年比6.1%増の1兆813.4億元となり、蘇南地区(江蘇省の長江以南地区)の中では、成長率が最も高くなった。

2024年、常州市では「国際スマート製造都市、長江デルタのハブ」としての都市の位置付けに重点を置き、様々な措置を講じて経済の安定した成長と持続的な好転を推進。その結果、工業生産は良好で、投資活動は全体的に安定し、市場での販売は成長を維持し、対外貿易の規模も着実に拡大し、税収は安定して増加する等、主な目標任務が順調に達成され、市全体の経済社会発展は上昇傾向を維持し、質の高い発展が着実に推進され、新たな質の高い生産性が継続的に築かれている。



ドイツ・Wieland社の進出決定

1月15日、ドイツのWieland社の精密金属部品プロジェクトが常熟高新区に進出することが決定し、調印された。

Wieland社は、ドイツを拠点とする世界的な大手伸銅会社で世界各国に85の生産拠点と販売会社を持ち、9,000人以上の従業員を有する。

同プロジェクトの投資額は1,650万ユーロで、約4,400㎡の工場をレンタルし、フローディバイダーやICEベアリングの製造・販売を行う。

当高新区は、より品の高いリソースなどを提供し、同プロジェクトが効率的に推進され、早期に生産が開始されるよう、全力を尽くしてサービスを提供する。

ヴァレオの新エネ照明プロジェクトが稼働

1月16日、フランスのヴァレオ社が当高新区に設立した「法雷奥新能源照明(常熟)有限公司」の開業式

が開催された。同社は主に新エネルギー車用アンビエントライトの研究開発、生産、販売を行う。

ヴァレオグループは2015年以来、当高新区に4つの法人を設立しており、その事業範囲は新エネルギー車の電動駆動システム、ワイパーモーター、アンビエントライトなどのコアコンポーネントの研究開発、生産、販売に及んでいる。

南溪智能制造産業園の工場建屋が完成

当高新区内にて建設が進んでいる標記産業園(標準レンタル工場)のメイン工場棟が完成した。



同産業園は蘇州市の2024年重点プロジェクトで、総投資額は約3.5億元、建築面積は約5.9万㎡で、4つのレンタル工場の他、生産支援施設、屋外支援施設などが建設される。今年6月に竣工する予定。



世界初 ペロブスカイト太陽光発電モジュール生産ラインが稼働

江蘇省の重点プロジェクトとして、ペロブスカイト太陽光発電製品の研究開発と製造を専門とする革新的なハイテク企業である「極電光能有限公司」が、当開発区で建設を進めてきた世界初のペロブスカイト太陽光発電モジュールGW級量産ラインが稼働した。



同ラインでは、超大型ペロブスカイト太陽光発電モジュールと画期的なBIPV製品の量産が可能で、フル生産に達すると、年間約180万個の生産が可能。

ペロブスカイト太陽光発電技術は、高効率、低コスト、カーボン・フットプリント、光透過率、柔軟性などの利点により、従来の結晶シリコン技術を覆す「次世代太陽光発電ソリューション」と見なされている。

ヒューマノイドロボット産業測定試験センターの建設が承認

このほど、錫山市は省レベルのヒューマノイドロボット産業計測・試験センターを設立することが承認された。これは、中国初のヒューマノイドロボット産業の発展ニーズに焦点を当てた品質インフラプラットフォームとなる。



ヒューマノイドロボットに関わる上流・下流のハードウェア産業のニーズに着目し、基本パラメータ、コアコンポーネント主要パラメータ、動作制御、適応性・信頼性テスト、計測機器の検証・校正、計測機器の開発・応用等の策定・改訂などを実施し、ヒューマノイドロボットの特長計測方法のギャップを埋め、様々なハイエンドの技術テストサービスを提供する。



区内新エネ企業は好調なスタート

新エネルギー産業は、当開発区最大の支柱産業である。今年の春節休暇中、この業界の重点企業では止まることなく生産が続けられた。

トリナ・ソーラーの揚州拠点では、シリコンウエハー、バッテリー、モジュールを含む垂直統合型太陽光発電産業チェーンを計画し、昨年の生産開始以来、生産能力は着実に増加している。同社の工場では、春節期間中もインテリジェント設備が高速で稼働し、AGVカートが行き来し、作業員は防塵スーツを着用し、生産ライン上の機器を操作して各工程の生産品質を管理していた。



当開発区は「ダブルカーボン」目標のチャンスをつかみ、結晶シリコン太陽光発電、エネルギー貯蔵電池、風力発電設備、水素エネルギーなど、4つの新

エネ産業の主要分野に注力し、大手企業を誘致し、大型プロジェクトを立ち上げることで、関連産業チェーンを継続的に長く、厚くし、同産業の発展を押し進めてきており、2025年には新エネ産業の規模は500億元に達すると見込まれている。

徳滬ペロブスカイト産業園が正式オープン

世界的な新エネルギー産業の急速な発展に伴い、ペロブスカイトは有望な新世代のエネルギー技術として注目されている。

このような状況のもと、標記専門産業園が正式にオープンした。同園の第1期の総投資額は5億元、建築面積は4万㎡で、園内ではコーティング、蒸着、レーザー、ペロブスカイト自動化ラインなどの主要設備の生産設備チェーンが形成され、年間の生産額は20億人民元を超えると予想されている。

現在、先進的なマルチプロセスペロブスカイト100メガワット産業化プラットフォームが商業運転を開始している。



春節休暇中、観光収入が30億元に

2025年の春節は、「深中通路」等のインフラが開通して初めて迎える大型連休であった。

統計によると、春節の8日間の休暇期間中、江門市は前年比10.8%増の約602万人の観光客を迎え、その観光収入は前年比11.9%増の30.47億元となった。また江門市では、様々な文化観光イベントが1,216件開催され、約200万人が参加した。

第3回中国僑都(江門)コーヒーフェスティバル

2月12日から16日に、江門市にて標記フェスティバルが開催された。国内最大級のコーヒーフェスティバルである今年は、前回の2倍となる280のコーヒーブランドが出店し、東京、ソウル、メルボルン、



香港、マカオ、台湾等、12カ国40都市からも出展があった。今回は、開催期間中延べ50万人が来場し、現場での成約高は2,000万元を超えた。

2024年現在、江門市のコーヒーショップ数は1,715件で、年間の売上高は5億元を超え、オンライン売上高は6,000万元を超えている。

最低賃金を調整 最低賃金が1,850元に引き上げ

広東省は3月1日から最低賃金基準を調整すると発表。これにより江門市の月額最低賃金基準は1,720元から1,850元に引き上げられ、非全日制の時間当たりの最低賃金は17元から18.3元となる。

「一帯一路」参加国への貿易増加

近年、江門市は「一帯一路」参加国への輸出を拡大し続けている。江門税関の統計によると、2024年の江門企業による「一帯一路」建設参加国との輸出入額は前年比15.3%増の846.6億元に達し、江門市全体の対外貿易輸出入総額の44%を占めた。

3月以降の行事案内

主催セミナー

「中国人事労務アップデート」

～ローカル企業に対峙するため～

日時：3月14日(金)14:00～15:30

会場：名古屋商工会議所ビル3階 第1会議室

講師：畑 伴子 コチコンサルティング(上海)

有限公司 総経理

参加：会員限定(無料)

主催セミナーは右記のQRコードより
お申し込み下さい。



後援事業

「第20回 桜二胡音楽会」

日時：4月5日(土)15:00開演予定

会場：岡谷鋼機名古屋公会堂

主催：特定非営利活動法人チャン・ビン二胡演奏団

共催：中華人民共和国駐名古屋総領事館

江蘇省人民対外友好協会

南京市人民対外友好協会

名古屋姉妹友好都市協会

参加：無料(要入場券)

3月 中部国際空港(セントレア)発着 中国線フライトスケジュール

中部→北京(首都)			
CA760	14:15→16:40	月火水木金土日	※NH5743

中部→上海(浦東)			
JL883	08:55→11:05	月火水木金土日	※MU4196/FM1016
MU292	10:15→11:55	月火水木金土日	※JL5621
CA406	12:40→14:30	月火水木金土日	※NH5747
HO1392	13:00→15:00	月火水木金土日	※NH9796/MU3968
MU530	13:35→15:55	月火水木金土日	※JL5617
9C8602	15:25→17:25	月火水木金土日	
FM890	16:00→18:00	月火水木金土日	※MU8638/JL5796
MU720	17:00→19:20	月火水木金土日	※JL5619/HO3534
CZ8104	19:35→21:40	月火水木金土日	

中部→瀋陽			
CZ698	14:10→16:40	火 木 土	

中部→大連			
CZ620	13:00→14:30	月火 木 土	

中部→天津			
JL841	10:55→13:25	月 金	※FM1018/MU4209
GS7982	19:10→21:30	水 金 日	

中部→煙台			
MU5074	19:15→21:15	火 木 日	

中部→太原			
MU5074	19:15→23:55	火 木 日	※煙台経由

中部→南京			
HO1616	20:40→22:55	火 木 土	※NH9792

中部→杭州			
MF8702	22:25→00:40	月火水木金土日	

中部→西安			
MU2026	19:15→23:25	月 水 金土	

中部→蘭州			
MU720	17:00→00:35	月火水木金土日	※上海経由 JL5619

中部→広州			
CZ6056	15:00→19:05	月火水木金土日	

中部→深圳			
ZH754	15:00→19:15	月火水木金土日	※CA3880

北京(首都)→中部			
CA759	09:10→13:05	月火水木金土日	※NH5742

上海(浦東)→中部			
CA405	08:20→11:40	月火水木金土日	※NH5746
HO1391	08:40→12:00	月火水木金土日	※NH9795/MU3967
MU529	09:25→12:35	月火水木金土日	※JL5616
9C8601	11:00→14:25	月火水木金土日	
FM889	11:45→15:00	月火水木金土日	※MU8637/JL5795
MU719	12:30→16:00	月火水木金土日	※JL5618/HO3533
CZ8103	15:05→18:35	月火水木金土日	
MU291	17:15→20:50	月火水木金土日	※JL5620
JL884	17:45→21:10	月火水木金土日	※MU4197/FM1015

瀋陽→中部			
CZ697	08:55→13:10	火 木 土	

大連→中部			
CZ619	08:25→12:00	月火 木 土	

天津→中部			
GS7981	14:00→18:00	水 金 日	
JL840	14:35→18:20	月 金	※FM1017/MU4210

煙台→中部			
MU5073	14:45→18:15	火 木 日	

太原→中部			
MU5073	11:40→18:15	火 木 日	※煙台経由

南京→中部			
HO1615	15:55→19:40	火 木 土	※NH9791

杭州→中部			
MF8701	17:45→21:25	月火水木金土日	

西安→中部			
MU2025	13:30→18:15	月 水 金土	

蘭州→中部			
MU719	07:55→16:00	月火水木金土日	※上海経由 JL5618

広州→中部			
CZ6055	09:00→13:45	月火水木金土日	

深圳→中部			
ZH753	09:25→14:00	月火水木金土日	※CA3879

ご利用の際は各航空会社、旅行社にご確認下さい
※上記スケジュールは変更になる場合があります

JL：日本航空
GS：天津航空
9C：春秋航空

NH：ANA
HO：吉祥航空

CA：中国国際航空
MF：廈門航空

CZ：中国南方航空
MU：中国東方航空

FM：上海航空
ZH：深圳航空

※セントレアHPを参考に作成

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。中国側統計は中国国家統計局が公表した数値を原則引用し、同局以外から発表され引用した数値については出所を記載している。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年	190,221	5.8	248,190	22.0	▲57,969	赤字拡大
2023年	175,863	▲7.5	248,190	▲0.7	▲70,473	赤字拡大
2024年	188,651	6.2	253,009	3.6	▲64,357	赤字縮小
2025年1月	11,732	▲6.2	26,165	18.3	▲14,433	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

1月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	78,637	100.0	
	内訳	アメリカ	15,394	19.6
		EU	6,537	8.3
		アジア	41,401	52.6
		うち中国	11,733	14.9
輸入	総額	106,225	100.0	
	内訳	アメリカ	10,624	10.0
		EU	10,571	10.0
		アジア	53,477	50.3
		うち中国	26,165	24.6

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

1月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	減少	1 半導体等製造装置	▲20.8	▲2.1
		2 半導体等電子部品	▲13.6	▲1.0
		3 鉄鋼	▲20.3	▲0.6
輸入	増加	1 通信機	26.1	3.4
		2 電算機類(含周辺機器)	33.0	2.8
		3 衣類・同付属品	22.1	1.5

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年	33,604	▲0.8	17.7	28,963	24.7	11.7	4,641	黒字縮小
2023年	28,720	▲14.5	16.2	30,030	3.6	12.3	▲1,310	赤字転換
2024年	27,764	▲3.3	14.7	30,905	2.9	12.2	▲3,141	赤字拡大
2025年1月	1,632	▲3.4	13.9	3,243	19.0	12.4	▲1,611	赤字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

1月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	17,659	100.0	
	内訳	アメリカ	5,125	29.0
		EU	1,990	11.3
		アジア	5,871	33.2
		うち中国	1,632	9.2
輸入	総額	13,496	100.0	
	内訳	アメリカ	1,264	9.4
		EU	1,131	8.4
		アジア	7,402	54.8
		うち中国	3,243	24.0

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

1月の主な増減品目

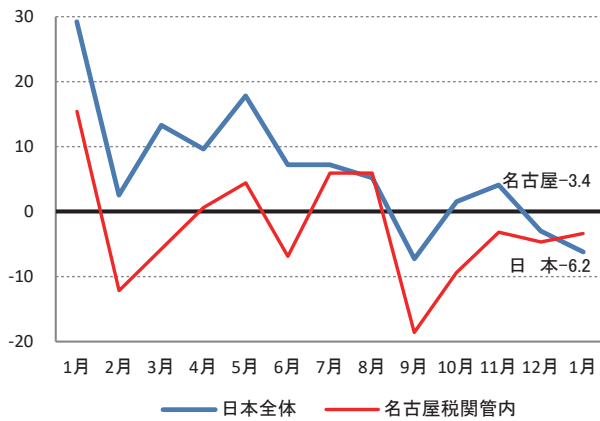
単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 映像機器	407.5	1.2
		2 重電機器	26.4	1.0
輸出	減少	1 自動車	▲46.5	▲2.4
		2 半導体等製造装置	▲50.3	▲1.6
輸入	増加	1 衣類及び同付属品	24.5	1.8
		2 金属製品	38.5	1.3
		3 家具	29.1	1.0

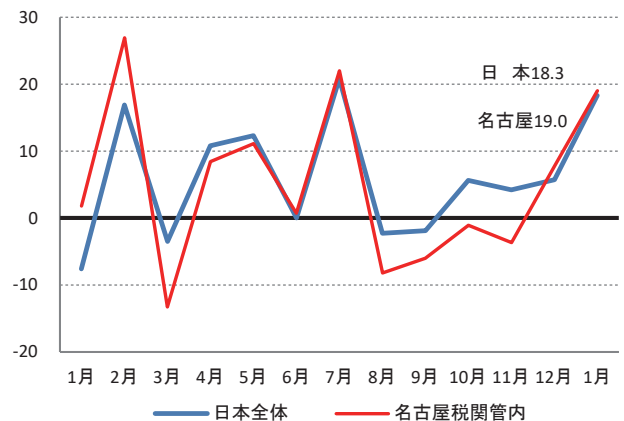
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

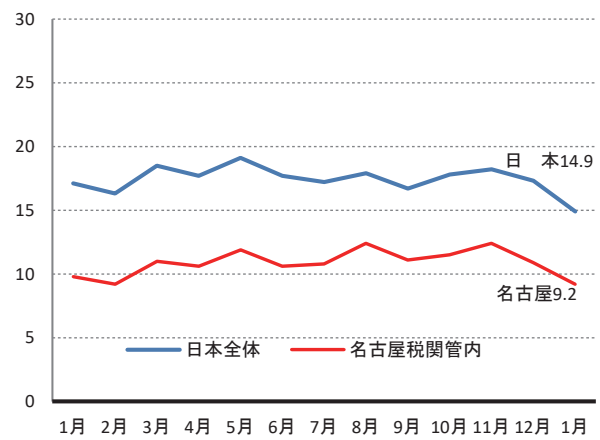
中国への輸出額の月別伸率(%)



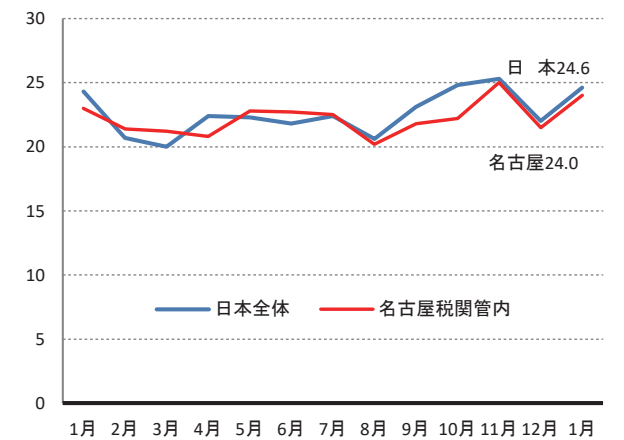
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年	35,936	7.0	27,160	1.1
2023年	33,800	▲4.6	25,568	▲5.5
2024年	35,772	5.9	25,851	1.1

出所：中国税関総署 ※25年1月のデータは未発表

中国の外資導入

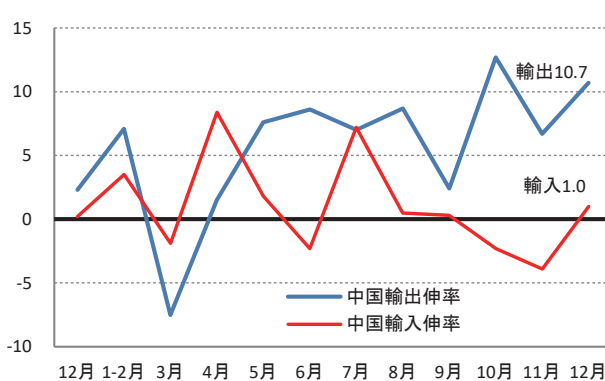
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	47,647	23.5	1,734.8	20.2
2022年	38,497	▲19.2	1,891.3	8.0
2023年	53,766	39.7	1,609.1	▲14.9
2024年	59,080	9.9	1,150.8	▲28.0
2025年1月	4,229	▲7.8	158.7	▲13.5

出所：中国商務部

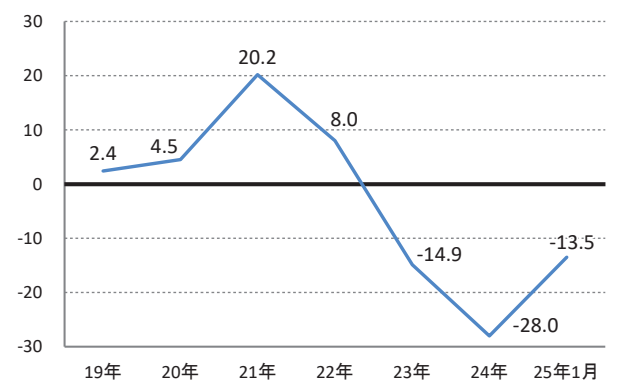
※25年1月の実行ベース金額は、暫定的に(1ドル=7.11人民元)で元からドルに換算。

中国対外貿易の月別伸率(%)



※25年1月のデータは未発表

中国外資導入額の伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

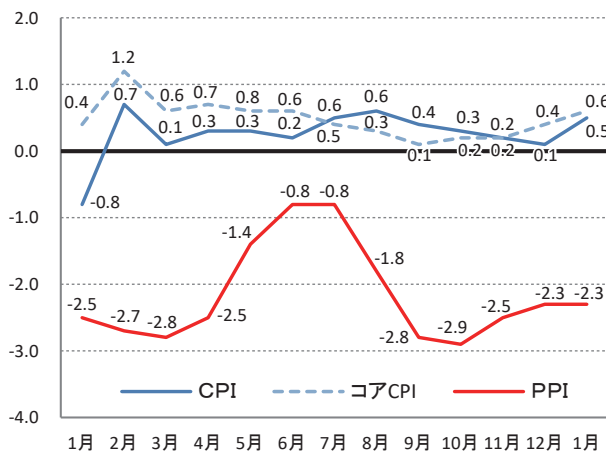
	1月
消費者物価指数	0.5
うち都市	0.6
農村	0.3
うち食品	0.4
食品以外	0.5
うち消費財	0.1
サービス	1.1

工業生産者物価指数PPI (%)

	1月
工業生産者物価指数(PPI)	▲2.3
うち生産資材	▲2.6
うち採掘	▲4.9
原材料	▲1.9
加工	▲2.7
生活資材	▲1.2
うち食品	▲1.4
衣類	▲0.1
一般日用品	0.5
耐久消費財	▲2.6
工業生産者仕入物価指数	▲2.3
うち燃料、動力類	▲5.2

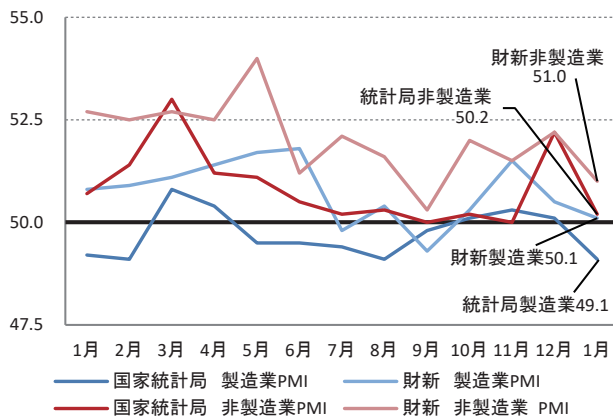
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数=卸売指数

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



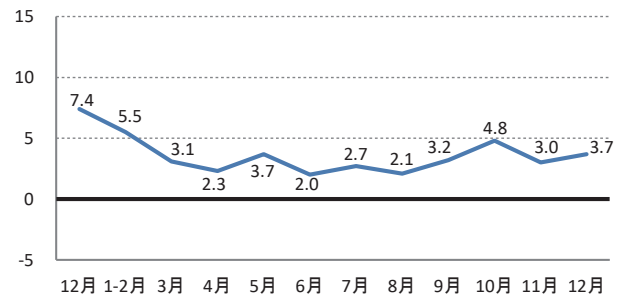
※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。
出所：中国国家統計局

中国のPMI (購買担当者景気動向指数)



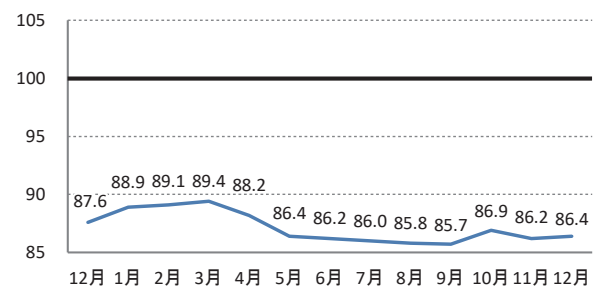
※景気後退<50<景気拡大
出所：中国国家統計局、財新(Markit)

中国の消費財小売総額の伸率(%)



※25年1月のデータは未発表

中国の消費者信頼感指数



※消費マインド 後退<100<拡大
※25年1月のデータは未発表

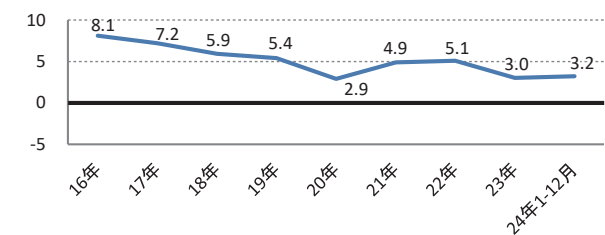
中国の固定資産投資

24年の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		514,374	3.2
産業別	第一次	9,543	2.6
	第二次	179,064	12.0
	第三次	325,767	▲1.1
地域別	東 部	N/A	1.3
	中 部	N/A	5.0
	西 部	N/A	2.4
	東 北	N/A	4.2

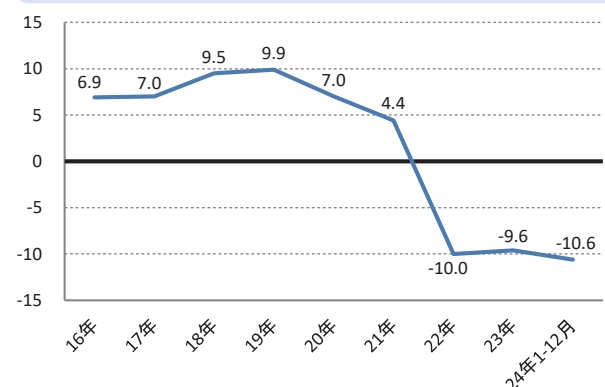
※25年1月のデータは未発表

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局 ※25年1月のデータは未発表

中国の不動産開発投資の伸率(%)



※25年1月のデータは未発表

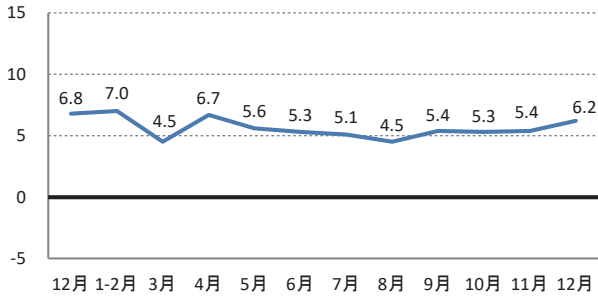
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	6.2	5.8
内訳 鉱業	2.4	3.1
製造業	7.4	6.1
電気・ガス・熱・水生産供給業	1.1	5.3
内訳 国有企業	3.1	4.2
株式制企業	6.5	6.1
外資系企業	5.6	4.0
私営企業	5.7	5.3

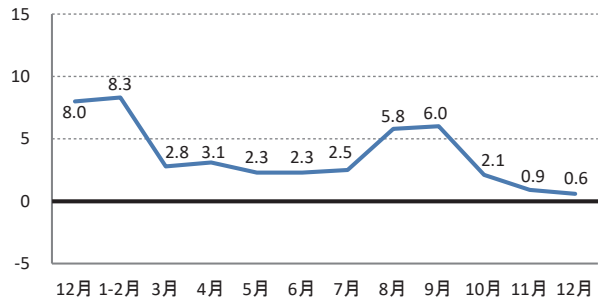
※25年1月のデータは未発表

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



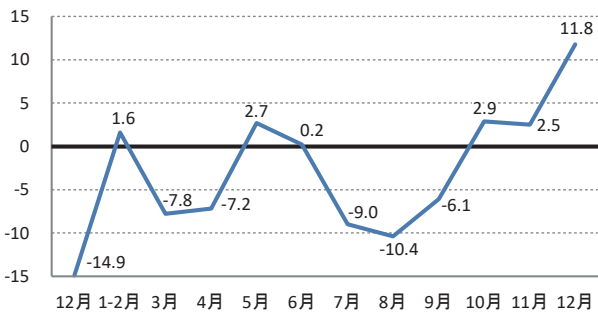
※25年1月のデータは未発表

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



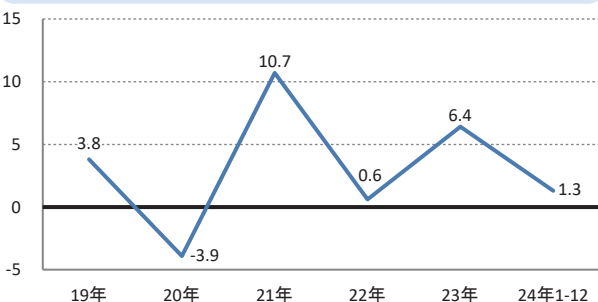
※25年1月のデータは未発表

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局 ※25年1月のデータは未発表

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部 ※25年1月のデータは未発表

中国の自動車販売台数

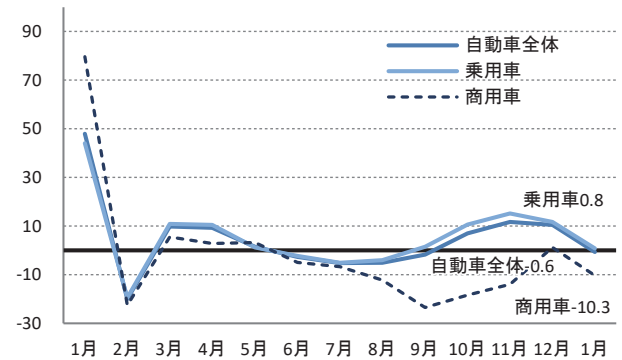
台数：万台

年 月	自動車(うち輸出)	
	乗用車	商用車
2019年	2,576(102)	2,144
2020年	2,531(108)	2,018
2021年	2,627(201)	2,148
2022年	2,686(311)	2,356
2023年	3,009(491)	2,606
2024年	3,144(586)	2,756
2025年1月	242(47)	213

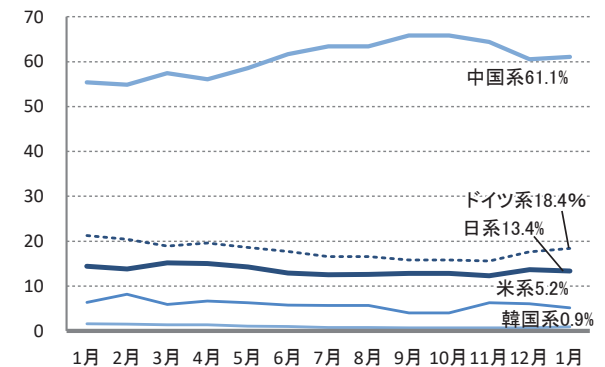
出所：中国汽车工业协会

※中国国産車のみ。輸出車を含み、輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



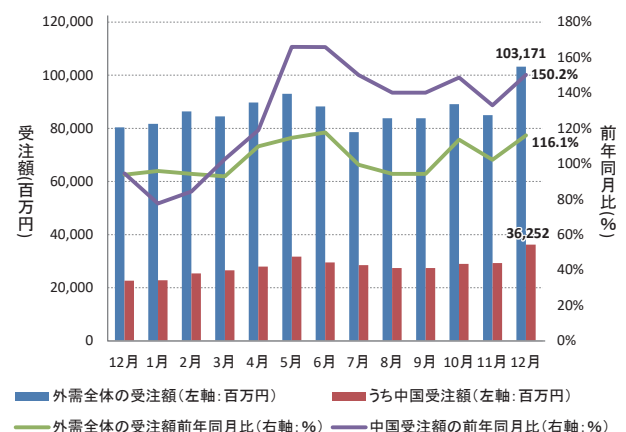
日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報联席会

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額



出所：日本工作機械工業会

〈中国短信〉

◆外資系企業の投資奨励リスト改定版

意見募集稿を発表

国家発展改革委員会と商務部は12月20日、「外商投資奨励産業目録」の改定についての意見募集稿を発表した。目録は外資系企業の投資を奨励する分野を定めたもので、全国版と中西部地域版で構成される。2022年版以来の改定となり、意見募集期間は2025年1月20日まで。

全国版では14分野620項目が記載され、2022年版より1分野101項目の増加となった。自動車製造業分野では、HEVエンジンシステム、水素などの低炭素・ゼロ炭素燃料による新エネルギーエンジンの研究開発・製造、インテリジェントコネクテッドカー試験システム、車載液晶ディスプレイの研究開発など。一般設備分野では、自動車部品の再利用設備や新エネ車の電池回収・分解、光学レンズ、光エレクトロニクスモジュールの研究開発・製造などが追加された。

文化・観光・体育・娯楽業分野では旅行会社経営などが追加された。他にも新分野に「宿泊・飲食業」が追加され、不動産管理、キャンプ産業のコンサルティング・プランニング・運営サービス、宿泊施設の設計・ブランド構築・運営サービスが含まれた。

一方、ペット用飼料やペットフードの開発・製造、果汁・茶・コーヒー飲料などの開発・製造、天然・合成香料の製造などが削除された。

◆米USTR、中国の半導体産業に関する301条

調査開始

米国通商代表部(USTR)は12月23日、中国の半導体産業に関する措置・政策・慣行を対象に、1974年通商法301条に基づく調査(301条調査)を開始したと発表した。28ナノメートル以上の非先端(レガシー)半導体や、シリコンカーバイド(SiC)など材料基板が調査対象となった。これらの製品は自動車エレクトロニクス、家電、通信機器、産業用制御、医療機器など多くの分野で広く使用されており、調査結果次第では、米国に輸入される中国産半導体に更なる追加関税などを課す可能性があり、動向が注目されている。

◆電池・主要金属関連技術の輸出規制を強化へ

中国商務部は1月2日、「中国からの輸出禁止・制限技術目録」の調整についての意見募集稿の通知を出した。通知によると、電池用正極材料の製造技術を輸出禁止または制限対象に含め、ガリウムとリチウムの抽出に関する一部の技術とプロセスに対する規制を強化する計画で、意見募集期間は2025年2月1日まで。

中国は2023年にガリウム、ゲルマニウム、レアアースなどの輸出を制限し、2024年9月には更にこれらの主要鉱物と関連製品の輸出を制限した。12月にはガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬度材料に関連する「デュアルユース(軍民両用)品目」の米国への輸出を禁止した。

◆外国人の中国出入国83%増

中国国家移民管理局によると、2024年に中国人・外国人を問わない出入国者数は、前年比43.9%増の6億1千万人だった。出入国者数の内訳は、中国大陸が41.3%増の2億9,100万人、香港・マカオ・台湾が38.8%増の2億5,400万人、外国人が82.9%増の6,488万2千人だった。外国人のうちビザ免除またはアライバルビザ(VoA、到着ビザ)での入国者は計2,011万5千人と前年比112.3%増だった。

中国一般市民向けの「普通パスポート(日本で言う一般旅券)」の発行数は、前期比26.5%増の2,331万9千冊だった。中国本土と香港・マカオ・台湾との往來に必要な許可証(実質的なパスポート)の発行数は同9.8%増の9,451万4千冊、外国人ビザの発行数は同52.3%増の259万7千件だった。うち、アライバルビザの発行数は147万6千件で、前年比87.3%増、トランジットビザ免除対象者は前年比113.5%増となった。

◆25年買い替え政策を拡大

国家発展改革委員会と財務部は1月5日付けの通知(通達)で、2025年に前年から続く設備更新・消費財買い替え政策を拡大することを公表した。

設備更新では、電子情報、安全生産、施設農業など分野が追加された。

消費財の買い替えでは、自動車では下取りに出す乗用車の排ガス基準を「国三」(EURO3相当)以下から「国四」(EURO4相当)以下に拡大した。また個人消費者に対し、携帯電話、タブレットパソコン(PC)、スマートウォッチの買い替えで販売価格の

15%を補助金として支給する。

中国政府は、24年に1兆元(約21兆円)の超長期特別国債を発行し、設備更新に1,500億元(約3兆2千億円)、消費財買い替えに1,500億元の計3,000億元の支援を行った。財政部は1月8日、25年は消費財買い替え支援の第1段として810億元(1兆7千億円)を予算化したと発表されている。

【乗用車買い替えの補助基準】

乗用車の下取り・買い替え		
条 件	個人消費者本人が保有する乗用車を下取り	
類 別	新エネ乗用車を購入	ガソリン乗用車を購入
補助基準	≤ 1.5 万元 / 台	≤ 1.3 万元 / 台
乗用車の廃車・買い替え		
条 件	2012年6月30日以前に登録したガソリン乗用車、または2014年6月30日以前に登録したディーゼル及びその他のガソリン乗用車、もしくは2018年12月31日以前に登録した新エネ乗用車を廃車	
類 別	新エネ乗用車を購入	排気量 2.0L 以下の新車を購入
補助基準	≤ 2 万元 / 台	≤ 1.5 万元 / 台

◆上海港のコンテナ取扱量 5,000万TEUを突破

上海国際港務集団(SIPG)によると、上海港の2024年のコンテナ取扱量は前年比4.8%増の5,150万6千TEUとなり、初めて5,000万TEUを超え、世界最多記録を更新し15年連続で世界一となった。

上海港のコンテナ取扱量の増加は、主に対外貿易輸出、国際トランジット輸送、トランシップ輸送の継続的な増加によるもの。上海港は、200以上の国・地域へ700本超の航路を保有する。国際コンテナ定期船航路は300本以上あり、月間1,300便以上が運航され、世界中の主要な海運エリアをカバーしている。2024年1～11月の上海港におけるトランジット方式による輸送量は、全体取扱量の60%を占めた。2019年から推進している海上と鉄道が連結する複合一貫輸送サービスも恒常化し、今年の輸送量は90万TEUを超え、前年比約40%の増加が見込まれ、ハブ港としての存在感も増している。

◆自動車の新規登録9.5%増

2024年、自動車の保有台数は3億5,300万台で、うち新規登録台数は同9.53%増の2,690万台であった。

新エネ車(NEV)の保有台数は3,140万台に達し、自動車全体の8.9%を占め、NEVのうちバッテリー電気自動車(BEV)は2,209万台と全体の70.34%を占めた。NEVの新規登録台数は前年比51.49%増の1,125万台に達し、自動車全体の41.83%を占めた。2019年の120万台から僅か5年間で1,125万台へと急増した。

◆米国、中・ロのコネクテッドカーを輸入禁止へ

米国商務省産業安全保障局(BIS)は1月14日、中国・ロシアが関係するコネクテッドカーなどの米国市場への輸入・販売を禁止する規制を発表した。

新規則では、中国またはロシアが管理・またはその管轄下にある車両通信システム(VCS)ハードウェア、及びVCS関連のハードウェア・ソフトウェア、または自動運転システム(ADS)のソフトウェアを搭載した車両の米国への輸入または販売が禁止された。また、米国内で製造された車両であっても、対象ソフトウェアなどが搭載された場合、販売が認められない。

本規制は、ソフトウェアが2027年モデルから、ハードウェアが2030年モデルから発効となり、現行では4.54トン以下の乗用車のみが規制対象となる。

◆中国からの訪日 回復間近

日本政府観光局(JNTO)によると、2024年の全世界から訪日外国人旅行者は3,686万9,900人と、統計開始以来、過去最高を更新した。中国からの訪日数は2023年の243万人から187.9%増の698万人と急増。24年12月は2019年同月比で85.1%まで回復した。

◆中国の研究開発費8.3%増

中国国家统计局は1月23日、2024年の研究開発費が前年比8.3%増の3兆6,130億元だったと発表した。伸び幅は前年より0.1ポイント下回ったが、依然高水準で推移した。

研究開発費の対GDP比率は前年より0.1ポイント上回る2.68%となった。主要国ランキングでは12位につけ、OECD(経済協力開発機構)加盟国の平均2.73%に迫った。

研究開発費のうち、技術開発を下支えする「基礎研究費」は前年比10.5%増の2,497億元となり、全体のシェアは6.91%に拡大した。近年、中国は基礎研究を支える科学施設や科学技術面のインフラ建設を強化しており、それが量子科学技術、生命科学、材料科学、宇宙科学分野での独自成果に繋がったとみられる。

1月15日付の国务院新聞弁公室の発表によると、2024年末時点の中国特許取得件数は前年比13.5%増の104万5千件となり、有効な特許保有件数は世界で初の400万件を超えとなる475万6千件に上り、中国の研究開発能力の高さを示した。